

姫路市教育委員会会議録（令和3年4月）

○ 日 時 令和3年4月22日（木）午後2時00分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第 1号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程に係る臨時代理の承認について

議案第 2号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について

議案第 3号 姫路市学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

議案第 4号 姫路市学校保健審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

議案第 5号 姫路市立学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命に係る臨時代理の承認について

議案第 6号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について

日程第4 報告

1 令和3年第1回市議会定例会での審議結果等について

2 姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドラインについて

3 姫路市史編集専門委員の委嘱について

4 美術品購入等審議委員会委員の任命について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長、柳谷美術館副館長、干谷城内図書館長、北野姫路文学館副館長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、内海健康教育課長、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、村田文化財課長、小林市史編集室長、山下美術館総務課長、佐野姫路文学館総務課長、大谷埋蔵文化財センター館長

（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により松本委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- 次に、日程第3に入ります前に、事務局職員の異動について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

- 令和3年4月1日付人事異動によります、教育委員会事務局の新任の主幹級以上の職員を紹介させていただきます。
(総務課長から新任職員15名を紹介)

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第6号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
て
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案又は報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
議案第2号から議案第5号までは、会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当すると考えられますので、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第2号から議案第5号までは非公開と決定します。
 なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
- 教育長 ○ それでは、
 議案第1号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程に係る臨時代理の承認について
 事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第1号について説明)
 「姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定に係る臨時代理の承認について」につきましては、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を求めます。
 「1 改正の理由」につきましては、令和3年4月1日付けの組織改正において、部相当の組織として「教育企画室」を新設することに伴い、所要の規定整理を行おうとするものでございます。
 「2 改正の概要」につきましては、教育企画室長として参事級の職員が配置されたことに伴う対応として、規程中の部長に係る語句の定義に、部相当の室長を含む旨の規定を加えることにより決裁区分等の明確化を図るものでございます。
 「3 施行期日」につきましては、令和3年4月1日としております。
 この件に関しては、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を得ようとするものでございます。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 人事異動で該当の役職者がなかった場合、規程の該当箇所を削除するのですか、それともそのままにしておくのですか。
- (答) 今後、該当者がある場合もあり、そのままにしておきます。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
 議案第1号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程に係る臨時代理の承認について
 報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第1号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第6号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教職員課長 議案第6号について説明)
「姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について」御説明いたします。
「1 改正の理由」につきましては、平成29年4月1日施行による学校教育法の一部改正により、学校における働き方改革を進めるにあたり、兵庫県教育長より基本的な考え方及び市町組合立学校事務職員の標準的な職務の見直しについて通知されたことを受け、令和3年3月に姫路市立学校管理規則の一部を改正いたしました。
一部改正を受け、教育長決議により事務職員の職務に関する基本要綱を改正しようとしたところ、同時に関係規程の整備を図る必要が出てきたため本規程の一部を改正するものでございます。
「2 改正の概要」につきましては、1点目は、文書主任について、「校長が指名する当該学校の所属職員を持って充てる」とあるところを「当該学校の事務職員を充てる」と改めます。2点目は、「文書の取扱について必要な事務を行う」とあるところを「文書事務をつかさどる」と改めます。
「3 施行日」につきましては、令和3年5月1日といたします。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

「校長が指名する当該学校の所属職員」から「当該学校の事務職員」に改正されますが、事務職員全員に割当てられるのですか。

(答)

小中学校には通常1名、大規模校には2名、特別支援学校には3名の事務職員がおり、当該学校の事務職員全員を割当てます。

教育長

- それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第6号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
報告事項の1 令和3年第1回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 報告事項の1について説明)
「1 会期」でございますが、令和3年2月22日から3月26日までの33日間の会期で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案どおり可決されました。議案第1号から第39号までのすべての議案は、2月18日開催の教育委員会において、臨時代理に係る承認をいただいたもの、でございます。
次に、「3 質疑」でございますが、3月4日、5日に6つの会派の代表から代表質疑が、3月8日、9日に12人の議員から個人質疑が行われ、そのうち、教育委員会に対しては全ての会派からと、6人の議員から計21項目の質疑があり、教育長から答弁いたしました。
3月4日には、市民クラブ代表 三輪敏之議員、公明党代表 有馬剛朗議員、自由民主党・無所属の会代表 汐田浩二議員、から代表質疑がありました。
三輪議員からは、「令和3年度主要事業の概要について」として、2点の質疑がありました。このうち、「デジタル教育の推進について」として、「高校生向け学習者用端末の整備」につきましては、令和4年度の入学生から、教育委員会が指定した端末を保護者に購入していただき、それを学校や家庭で使用する、いわゆるBYADにより、1人1台端末環境を目指していきたいと、答弁いたしました。
有馬議員からは、「将来を見据えた教育の実現について」として、3点の質疑がありました。このうち、「不登校児童生徒のオンライン学習」につきましては、教職員や友人とのオンラインによる面談、授業や板書記録などの配信、ドリル学習ソフトの提供などが可能であるが、個人情報の扱いや、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないようにすることなどに留意しつつ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を推進していきたいと、答弁いたしました。
汐田議員からは、「デジタル教育について」及び「議案第17号姫路市立高等学校在り方審議会条例について」質疑がありました。このうち、「審議会における審議の論点」につきましては、社会情勢が大きく変化するなか、高等学校教育の更なる充実に向けた、市立高等学校の在り方について検討する必要があると考えており、審議会では、市立高等学校の魅力及び特色づくりの方向性や、望ましい規模・配置など、市立高等学校の在り方に関する基本的な考え方について審議していただきたいと、答弁いたしました。
3月5日には、新生ひめじ代表 東影昭議員、創政会代表 坂本学議員、日本共産党議員団代表 苦瓜一成議員、から代表質疑がありました。
東影議員からは、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について」及び「環境問題とその対策について」質疑がありました。このうち、「小規模校への支援」につきましては、教育委員会のみでの取組に留まらず、関係部局との庁

内連絡協議会における協議・調整などを通じて、市長部局との緊密な連携のもと、取組を進めることが重要であると考えており、例えば、校区外から小規模特認校への通学は、自家用車及び公共交通機関等の手段が考えられるので、通学への支援など、市長部局と連携しながら検討していきたいと、答弁いたしました。

坂本議員からは、「教育行政について」として、3点の質疑がありました。このうち、「コロナ禍における教職員の精神的負担」につきましては、感染症対策に取り組む教職員の精神的な負担が増加している状況については十分に認識しており、「姫路市立学校園新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則った、基本的な感染症対策に取り組むことで、過度な負担を避け、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、指導や教材研究等に注力できるよう努めていきたいと、答弁いたしました。

苦瓜議員からは、「市民の命と暮らしを守る予算に」及び「教育問題について」質疑がありました。このうち、「少人数学級の推進と大規模校の解消を」として「学校の分離・新設についての考え方」につきましては、少子化傾向であることや、学校用地の確保が困難なこと、加えて、多大な財源が必要なことから、大規模校の状態が恒久的なものかどうかなどを、慎重に判断していく必要があると考えており、教育委員会が一方的に進めるのではなく、学校地域協議会を通して、学校や保護者、地域住民等とも教育上の課題を共有し、理解を得ながら協議を進め、検討を行っていきたいと、答弁いたしました。

3月8日には、公明党の川島淳良議員、自由民主党・無所属の会の井川一善議員、新生ひめじの萩原唯典議員から個人質疑がありました。

川島議員からは、「市長の所信表明について」、「高校生に代わって」、「3つの新規事業について」及び「ニューノーマル社会に向けて」について質疑がありました。このうち、「デジタル教科書の利用状況と今後の方針」につきましては、指導者用デジタル教科書については、すでに導入済みで、日々授業で活用しており、また、学習者用デジタル教科書については、その導入に向けて、令和3年度は国の実証事業に参加するよう手続を進めているところであり、国の動向を注視しつつ、実証事業の成果を踏まえて、学習者用デジタル教科書を導入できるよう取組を進めていると、答弁いたしました。

井川議員からは、「不登校と大人のひきこもりについて」、「本市教育行政の方針決定過程と市立高校の将来像について」及び「高田賢三氏の顕彰とアクリエひめじについて」質疑がありました。このうち、「不登校児童生徒へのケア、保護者への対応と本市の取組と課題」につきましては、総合教育センターの教育相談員や各学校のスクールカウンセラーが、不登校児童生徒及び保護者の個別相談に応じており、総合教育センター内に適応指導教室を開設し、子供たちの居場所づくりや、社会的自立の支援に努めていると、答弁いたしました。

萩原議員からは、「ウィズコロナの時代における社会活動等について」及び「これからの教育課題について」質疑がありました。このうち、「学校行事における活動の指針」につきましては、学校行事には、集団の中で育つという学校教育ならではの学びの良さがあると考えており、国の示すガイドライン等を参考にしな

がら、実施にあたっての留意点等を示すとともに、これまでの学校の取組について集約したものを各学校に周知し、児童生徒の心情を大切にされた学校行事が実施できるよう支援していくと、答弁いたしました。

3月9日には、市民クラブの蔭山敏明議員、日本維新の会の大西陽介議員、燎原会の伊藤大典議員から個人質疑がありました。

蔭山議員からは、「白浜小学校の相撲場新築について」質疑がありました。設置・建設の経過につきましては、「総ケヤキで神明造り」といった要望が地元からあり、対応したことは事実であり、デザイン等の採用に当たっては、教育的な意義、地域の特性や要望等を勘案し、予算や法規制等が許す可能な範囲で要望に沿うように考えたもので、関係部局や副市長にも協議・相談しながら決定したものであると、答弁いたしました。

大西議員からは、「食育推進並びに子育て支援策としての学校給食費の無償化について」質疑がありました。このうち、「学校給食費の無償化」につきましては、多子世帯が抱えている子育ての経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策に寄与するという趣旨で検討を行い、基本的な方向性として、市立小・中学校に係る給食費について、令和4年度から第3子以降の無償化を目指して、関係者との調整等の取組を進めていくと、答弁いたしました。

伊藤議員からは、「子どもに優しいまち姫路づくりについて」質疑がありました。このうち、「小中一貫教育の成果を具体的にどのように評価しているのか」につきましては、平成30年度に、指標をもとに導入から9年間の取組を検証したところ、教職員の意識変化、児童生徒の自尊感情の高まりや学習意欲の向上などに一定の成果が見られ、これらの成果を支えたのは、教職員のつながりであると認識していると、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、3月11日の全体会では、令和3年度姫路市一般会計予算及び令和2年度姫路市一般会計補正予算（第10回）の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、

3月15日及び18日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。委員会から白浜小学校の相撲場の件について、副市長に出席して欲しいとの要望があったことから、18日の委員会には高馬副市長、黒川副市長が出席し、当該案件を説明されました。

主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

姫路市立白浜小学校相撲場の新築工事に関しては、他の相撲場と異なり屋根を支える柱が垂直に土俵内に立っているため、使用した際に子供がぶつかりやすく安全性に問題があることや公立学校の敷地内に特定の宗教を想起させる可能性がある意匠の建築物が存在することに市民が疑念を抱きかねないなど、それらの課題が解消されるまでは同相撲場の使用を控えられたいこと。

姫路市立高等学校在り方審議会条例に関しては、同審議会での審議内容は、将来、市立高等学校に入学する小中学生にも大きな影響を与えると考えられること

から、在校生とその保護者だけでなく、小中学生やその保護者、また、市立高等学校の卒業生等の意見も踏まえて審議を進められたいこと。

などの意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、令和3年度予算等の審査のため、3月18日の文教・子育て委員会終了後に開催されました。

分科会の主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり白浜小学校相撲場に関する経費を支出した附属施設整備事業費に関しては、緊急に対応が必要な工事や各学校が長年要求している工事などがあると思われることから、当該予算の執行に当たっては、各学校にヒアリングを行うとともに、子供たちの安全を第一に考え、適時適切に執行されたいこと。

書写の里・美術工芸館の入館者数の増加に向けた取組に関しては、さらなる入館者の増加に向けて業務に取り組まれたいこと。

などの意見がございました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドラインについて事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (育成支援課長 報告事項の2について説明)

この度、姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドラインを作成いたしました。医療的ケアとは、学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理などの医療行為のことでございます。国は平成24年に制度改正を行い、特定の医療的ケアにつきましては、研修を修了して登録認定を受けた介護職員等が、一定の条件の下に特定の医療的行為及び特定行為を実施できるようになりました。本市におきましては、特別支援学校において看護師を配置したり、教員に研修を受講させたりと、医療的ケアを提供できる体制を整え、医療的ケアが必要な子供たち、いわゆる医療的ケア児の教育を受ける機会を確保してまいりました。

ここ数年、特別支援学校以外の学校におきましても、医療的ケア児が在籍するようになり、常時見守りを必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境は変わりつつあります。

こうした状況を踏まえまして、文部科学省より「学校における医療的ケアの今後の対応について」が示され、兵庫県教育委員会も令和2年3月に「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定しました。

本市におきましては、「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」の策定を受け、昨年度、医療的ケア研究会を設置し、書写養護学校以外の市立学校園においても医療的ケアの実施体制を整備するため、姫路市学校園医療的ケアガイドラインを策定いたしました。書写養護学校では以前より看護師による医療的ケアの体制を整えておりますので、書写養護学校の体制を参考にしながら、市立学校園にも対応できるようにしました。

1 「趣旨」でございますが、このガイドラインは「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、姫路市立学校園に在籍する幼児、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ること及び保護者負担の軽減を図ることを目的とし、学校園において医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものでございます。

2 「学校園における医療的ケア」でございますが、実施できる医療的ケアの内容や、対象者、実施者、実施場所について示しております。

3 「医療的ケアの実施体制」でございますが、教育委員会による整備といたしまして、システム推進会議の開催や、指導医の委嘱、看護師等の確保及び派遣、喀痰吸引等研修の実施を挙げております。また、学校園による整備といたしましては、実施要領の作成、連絡体制の整備、校園内安全委員会の設置、職員研修の実施、医療的ケアに係る文書の管理を挙げております。

4 「学校園における医療的ケアに関わる関係者の役割」でございますが、看護師や保護者、養護教諭、学級担任のそれぞれの役割を挙げております。

5 「緊急・災害時の対応」でございますが、個別の緊急・災害時対応マニュアルの作成、緊急・災害時への備えを挙げております。

6 「校園外における医療的ケア」でございますが、配慮事項といたしまして、医療的ケアの実施場所の確保、緊急時の連絡先の確認、緊急時対応の共通理解を挙げております。

7 「医療的ケア実施の手続」でございますが、手順を踏んで、具体的な様式の提出等を行うよう、示しております。

8 「ヒヤリハット及びアクシデント事例の報告」につきましては、速やかに教育委員会に一報を入れ、原因の分析、改善案の共通理解を図った上で、報告書を提出するよう求めています。

9 「医療的ケアの継続等について」でございますが、看護師等を雇用する際に予算を確保しなければなりませんので、時期を定めて報告するよう示しております。

「附則」といたしまして2点挙げておりますが、2点目ですが、市立学校園につきましては、看護師等の派遣を今現在模索中とございまして、今年度の看護師等派遣に係る予算確保には至っておらず、このような記述になっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

看護師の雇用形態はどのようなものですか。

- (答) 訪問看護ステーションからの派遣や教育委員会の直接雇用など、雇用形態については検討中です。
- (問) 何名の対象者がおられますか。
- (答) 令和4年度市立学校園で12名の対象者を把握しておりますが、常時のケアが必要なのか不特定なのか精査中で、どのようなケアが必要かによって、必要な看護師数も変わってくるため、実態把握しているところでございます。
- (問) 対象者12名はどのような医療的ケアが必要なのですか。
- (答) 喀痰吸引、人工呼吸器、経管栄養、導尿等のケアです。
- (問) 書写養護学校のバスを街中で見かけるが、どのような運行となっていますか。
- (答) バス5台を稼働させ、乗車時間が70分を超えないようにルート設定し、運行しています。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の3 姫路市史編集専門委員の委嘱について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (市史編集室長 報告事項の3について説明)
姫路市史編集専門委員は、市史編さんのために史料調査、研究及び編集の職務に当たっております。また、編集専門委員会議において、編集方針について、専門的な見地から御意見をいただき、総合的な調整を行っております。
本件は、姫路市史編集専門委員設置規則第2条の規定に基づき、市長が姫路市史編集専門委員を委嘱しましたので、御報告するものでございます。
委嘱した者は、佐藤泰弘、足立泰紀、馬田綾子、多田憲一郎、久野修義の5名で、委員長は甲南大学文学部教授の佐藤泰弘氏でございます。
任命する期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ 意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思えます。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の4 美術品購入等審議委員会委員の任命について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (美術館総務課長 報告事項の4について説明)

姫路市立美術館条例第19条及び姫路市立美術館条例施行規則第23条の規定に基づき、市長が美術品購入等審議委員会委員を任命したので、御報告するものでございます。

委嘱する期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日でございます。委員名簿は資料のとおりでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

高田賢三氏の遺品を購入する場合は、この委員会で審議されるのですか。

(答)

美術館が購入するとなると、美術品購入等の「等」に該当し、審議されます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、5月13日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、5月13日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、5月13日木曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長

○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 3 時 5 分)